

口座開設

サービスガイド

- 株式
 - NSA
 - 現物取引
 - 信用取引
 - REIT
 - ワール
 - 投資情報
 - 単元未満株取引ルール
 - 株式の入出庫
 - 配当金
- 先物・オプション
 - FXネオ
 - 外為オプション
 - リック365
- CFD
 - 外国債券
 - eフランド
- キャンペーン情報
- 手数料・費用一覧
- サービス時間一覧
- 入出金・振替方法
- ご利用環境
- 取引画面のご案内
- 取引履歴・約款

よくあるご質問

0円
取引手数料無料キャンペーン

0円
最大3ヶ月間取引しても

証券用語集
東京証券取引所 用語集

IR情報発信代行サービス
D-net service

現物取引 取引ルール

特長	取引ルール	手数料	取引時間
----	-------	-----	------

1. 完全前受制度	7. 買付代金即日徴収銘柄について	13. 比例配分ルールについて
2. 取引総額	8. 約定時間について	14. 上場投資信託・上場投資証券
3. 注文方法	9. 約定数量について	15. 特定口座制度
4. 注文種類・取引総額	10. 売買単位	16. 取得単価の計算方法
5. 注文の変更・取消	11. 取引上限	
6. 注文失効	12. 日計り取引について	

1. 完全前受制度

当社は完全前受制度を採用しています。買付の場合は「現物買付余力」の範囲内で、売却の場合は「売却可能数量」の範囲内で注文をお願いします。但し、資金決済に該当する注文は受けかねますのでご了承ください。

「現物買付余力」について

「現物買付余力」とは現物株式の買付可能な上限金額のことです。売戻注文によりリアルタイムに増減します。

- 「現物買付余力」が変動する場合
買付注文の受付時点で必ず基準で計算した金額が変動します。
指値注文の場合：指値の値×注文数量+買込手数料金額
成行注文の場合：当日のストップ高価格×注文数量+買込手数料金額
eフランドの場合：前日の終値または最終気配価格等を基準として、株価の水準に応じて価格制限は1円まで高値化した場合の価格のこともあります。
- 「現物買付余力」が増減する場合
売戻注文の約定前、売却決済代金相当額(手数料、税金控除後の金額)が「現物買付余力」に反映されます。

「売却可能数量」について

お客様からお預かりしている銘柄、株数の範囲内で売却注文を行うことができます。

2. 取扱銘柄

当社の取扱市場・取扱銘柄は次のとおりです。

- 東京証券取引所 上場銘柄
- 大証証券取引所 上場銘柄

- 国内上場投資信託(ETF)、上場投資証券(ETN)、不動産投資信託(REIT)も株式と同様に取引できます。当社で取扱中の銘柄はこちらをご覧ください。
▶ [ETF・ETN・REITの取扱銘柄について](#)
- 日経300指数、カントリーファンド、東証(外国株)、大証(外国株)、子会社連動型株式、優先出戻証券、出戻証券はお取引できません。
立会外分当て取引もできません。
上記の他、各金融商品取引所、又は当社の判断により、お取引を制限させていただきます(銘柄があります)。

3. 注文方法

銘柄コード

銘柄コード	銘柄の銘柄コードを入力してください。		
市場	「東証」、「大証」、「JASDAQ」の中から選択してください。 ※「東証」は東京証券取引所(マザーズを含む)、「大証」は大証証券取引所、「JASDAQ」はジャスダック証券取引所を指します。		
口座	特定口座を指定している場合は、買付注文時に「特定」又は「一般」のいずれか一方を選択してください。 ※売却の場合は、口座区分を指定しないいただきます。お預けしている方の口座での売却となりますのでご注意ください。		
取引区分	「現物」をご選択ください。		
買/売	「買」又は「売」をご指定ください。		
取引数量	注文数量を入力してください。注文数量の上限はありません。また、1銘柄の1回当たりの注文金額上限は制限があります。(成行注文の場合は、ストップ高で約定した場合の金額を基に概算されます) 指値注文のとき注文値段をご入力ください。成行注文のとき注文価格を選択してください。		
注文方法	指値/成行		
指値/成行	注文内容		
指値注文	寄指注文	寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした成行注文です。前場寄付前に約定された寄指注文は、前場の寄付にのみ有効となります。(後場は取り消しできません) 前引注文又は後ろ引に執行されることを条件とした成行注文です。前場引け前に約定された引指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は取り消しできません)
	引指注文	引け	前場引け前約定された引指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は取り消しできません)
	引指注文	指値	前場引け前約定された指指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は取り消しできません)
	引指注文	引け	前場引け前約定された引指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は取り消しできません)
指値注文	指値注文	寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした指指注文です。前場寄付前に約定された指指注文は、前場の寄付にのみ有効となります。(後場は取り消しできません)
	引指注文	指値	前場引け前約定された指指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は取り消しできません)
指値注文	指値注文	指成	引けまでは指指注文として扱われ、その間に約定が一部でも成立しなかった場合は、自動的に引けの成行注文となります。前場引け後に指成注文は前場引けの取寄せ時に成行注文となります。
	指値注文	指成	指成注文は指成注文として扱われ、その間に約定が一部でも成立しなかった場合は、自動的に引けの成行注文となります。前場引け後に指成注文は前場引けの取寄せ時に成行注文となります。
指成注文	指成注文	指成	指成注文は指成注文として扱われ、その間に約定が一部でも成立しなかった場合は、自動的に引けの成行注文となります。前場引け後に指成注文は前場引けの取寄せ時に成行注文となります。
	指成注文	指成	指成注文は指成注文として扱われ、その間に約定が一部でも成立しなかった場合は、自動的に引けの成行注文となります。前場引け後に指成注文は前場引けの取寄せ時に成行注文となります。
指成注文	指成注文	指成	指成注文は指成注文として扱われ、その間に約定が一部でも成立しなかった場合は、自動的に引けの成行注文となります。前場引け後に指成注文は前場引けの取寄せ時に成行注文となります。
	指成注文	指成	指成注文は指成注文として扱われ、その間に約定が一部でも成立しなかった場合は、自動的に引けの成行注文となります。前場引け後に指成注文は前場引けの取寄せ時に成行注文となります。

実行区分

- 「寄付」、「引け」、「指成」、「指成」を選択することができます。
※「成行」にチェックをした場合、「指成」を選択することは出来ません。
※「指成」は委託銘柄のみ選択できます。元証券時、指成取引のみ選択することができます。

有効期限

「当日限り」又は「連日までのいずれか一方を選択してください。」

- 注文は注文入力画面、取引検索画、銘柄情報画面(左)のいずれかから行うことができます。
※銘柄検索・銘柄検索画面から探す場合は、**最良執行方針**に基づき市場が表示されます。当該市場以外の市場から注文されない場合は、右上のプルダウンメニューから選択してください。

4. 注文時間・取引経路

当社のホームページは原則として24時間アクセス可能です。

但し、メンテナンス期間については、会員ページのログイン不可、又は取引注文不可の場合があります。
注文受付時間は6:00~21:00(引け)、17:00~21:00となっております。
なお、コールセンターにおいては、平日9:00~21:00までご注文を受け付けています。
※ 上場投資証券(ETN)の注文受付時間は6:00~15:00です。

【ご注意】

- 営業日の11:00から12:00までの注文の変更・取消、取引の処理が開始されるため、訂正中・取消中のまの表示となります(注文取消・取消済の表示とはなりません)。

5. 注文の変更・取消

注文を変更する方法

- 会員ページ【株式】>【注文履歴(変更・取消)】の一覧表の【変更】をクリックしてください。
- 指値注文の場合は注文値段を入力してください。成行に変更する場合は成行のチェックボックスをクリックしてください。株数、市場、取引区分(寄付/引指/指成)に変更する場合は、最良執行方針に基づき市場が表示されます。再度注文を行ってください。
- 取引履歴一覧表から、注文履歴をクリックすると注文が変更完了です。

注文を取消する方法

- 会員ページ【株式】>【注文履歴】の一覧表の【取消】をクリックしてください。
- 取引履歴一覧表から、注文履歴をクリックすると注文が取消完了です。

【ご注意】

- タイムゾーンによっては変更・取消が完了する前に、注文が約定する場合があります。また、引け直前の前日・取消は、受付できない場合があります。
前営業日夕方17時以降(一括処理終了後に)に実行された注文も、営業日の8:00頃より市場に反映します。宛先処理中、一時停止による取消ができません。画面の表示が注文確定になるまでお待ちください。
前場に出た注文を前場引け後に変更、取消を入力した場合は、12:00頃まで変更受付、取消受付のままの表示となります。訂正済、取消済の表示とはなりません。

6. 注文失効

次の場合、お客様の注文は、有効期限内でも失効となります。

- 指値が価格制限から外れた場合。
- 取引区分で寄付を選択し、寄付で約定しなかった場合。
- 取引区分で引けを選択し、引けで約定しなかった場合。
- 取引区分で指成を選択し、取引時間外に注文した場合。
- 売買単位が変更された場合。
- 制限価格が変更された場合。
- 株式分割の権利行使日到来した場合。
- 株式が併合された場合。
- 買付代金即日徴収銘柄かつかつの場合。(この場合、売戻注文は失効となります)

【ご注意】

- その他、余力不足により注文が失効となる場合があります。
当社の余力範囲を超えて注文した場合、注文は失効となります。一度失効となった注文は、余力回復後も有効な注文として復活することはできません。

7. 買付代金即日徴収銘柄について

買付代金即日徴収は、新株増資株式を上場初日に売買が成立しなかった場合など、注文が終了したときに、買付代金(現金)を4営業日目でなく、買戻した日即日に限らずに複数回預けられます。
買付代金即日徴収となった場合、以下の処置がとられますのでご注意ください。

- 終日成行注文は受付できません。
- 終日「連日」の注文は受付できません。
- 前営業日からの「連日」の注文は失効となります。(この場合、売戻注文は失効となります)
- 当日の売却代金など、決済が行われていない金額は余力計算に含まれません。

8. 内出金について

同一の銘柄の1回の注文で複数の約定が成立した場合(内出金)は当日中であれば1回の約定として手数料を計算します。「連日」の注文をした約定日が異なる場合、各約定日ごとにそれぞれ手数料を計算いたします。

9. 約定照会について

ご注文いただいたお取引の状況および結果は、会員ページ【株式】>【約定照会】をご覧ください。

10. 売買単位

株式の売買単位は銘柄によって異なります。売買単位は会員ページの銘柄検索時に銘柄コードを入力することで調べられます。検索結果の画面に表示される売買単位をご覧ください。

11. 取引上限

回あたりの発注総額は1億円です。

12. 日計り取引について

日計り取引とは、同日(同売買日)に同銘柄の買戻(売却)を行う取引のことをいいます。

- 「買⇒買⇒買」又は「売⇒買⇒買」は、資金決済取引に該当する場合があります。(下記参照)
- 同日(同売買日)の売買であっても、他銘柄への乗換売買「A買⇒A売⇒B買⇒B売⇒C買⇒C売⇒…」が可能です。

資金決済に該当する例

例1) 預かり金50万円 保有株なし

取引日	A銘柄	買付	単価	株数	約定代金	買付総額
取引1	A銘柄	買付	500円	1,000株	500,000	0
取引2	A銘柄	売却	600円	1,000株	600,000	500,000
取引3	A銘柄	買付	500円	1,000株	500,000	

※取引3は資金決済に該当するため、取引できません。
※但し、2のお取引の後、A銘柄ではなく他銘柄のお取引口は500,000円充当できます。

例2) 預かり金なし、B銘柄1,000株保有

取引日	B銘柄	売却	単価	株数	約定代金	買付総額
取引1	B銘柄	売却	1,000円	1,000株	1,000,000	1,000,000
取引2	B銘柄	買付	900円	1,000株	900,000	100,000
取引3	B銘柄	売却	800円	1,000株	800,000	

※取引3は資金決済に該当するため、取引できません。

13. 比例配分(ストップ配分ルール)について

ストップ高、ストップ安で比例配分が行われる場合、当社では以下の基準で単位に割当を行います。

- お客様単位ごとの注文数を合計します。
- 注文合計数の多いお客様から順に1単位ずつ配分を行います。
- 割当数量がなくなるまで2を繰り返します。

14. 上場投資信託・上場投資証券

当社で取り扱う上場投資信託は次のとおりです。

国内上場投資信託(ETF)
日経平均株価や特定指数などに連動するように運用されており、株式市場で売買可能な投資信託。
上場投資証券(ETN)
信用力の高い、金融機関が特定の指値の連動性を保証する、株式市場で売買可能な債券。
不動産投資信託(REIT)
オフィスビルやマンションなどの不動産で運用されており、株式市場で売買可能な投資信託。

国内上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)も株式と同様に取引できます。
当社で取扱中の銘柄はこちらをご覧ください。

- ETF・ETN取扱銘柄一覧
- REIT取扱銘柄一覧

日経300株価指数連動型上場投資信託は取り扱っておりません。

15. 特定口座制度

特定口座の概要

「特定口座」とは、金融商品取引業者がお客様に代って、上場株式等の譲渡所得等の取得を行い、その譲渡所得等を記載した「年間取引報告書」を作成し、納税し得る制度のことです。お客様は、その「年間取引報告書」を作成し申告をすることで、上場株式等の譲渡所得等に関する確定申告を省略することができます。また、「源泉徴収」を選択された場合、当社がお客様に代って納税手続きを完了するまで確定申告は不要となります。

特定口座は金融商品取引業者とつくり置き口座で開設することができます。

特定口座の種類

特定口座は1)源泉徴収ありの口座、2)源泉徴収なしの口座の2種類あります。

- 源泉徴収ありの口座
現物売却・信用応用・約定日ごと、当社が税額を計算し、源泉徴収して納税義務があります。お客様は、株式の譲渡益の申告における一切の手続きを省略することができます。
※「源泉損失の繰越控除」を利用するためには、確定申告が必要です。(売買損失の繰越控除とは、平成15年1月以降、その年の金融商品取引業者を通じて上場株式等の譲渡益は、翌年以降も3年単位を超すことができます)。
- 源泉徴収なしの口座
金融商品取引業者が発行する年間の譲渡所得等に関する「年間取引報告書」により、源泉徴収の申告・納税が完了することができます。各種特例の適用が一般口座に比べて金融商品取引業者の口座との損益通算が可能です。

税額選付

税額選付とは、源泉徴収ありの特定口座のみに適用されます。税額選付とは、1年に1回以上売却した場合は、前営業日までの取引で源泉徴収された所得税および住民税が、1年を通じての譲渡益に対する税額を上回る場合は、上回る部分が還付される制度です。
※ 源泉徴収は、2009年1月1日～2011年12月31日までの3年間は10%所得税7%、住民税6%の特例措置が適用されます。

年間取引報告書

「年間取引報告書」は、特定口座内での譲渡にかかる1年間(1月1日から12月31日)の取引内容等を金融商品取引業者で計算し、記載した書類です。「年間取引報告書」を作成申告をすることで、上場株式等の譲渡所得等について納税に申告・納税することができます。

- 主な記載内容は次の通りです。
 - 特定口座開設者の氏名、住所、生年月日
 - 源泉徴収の有無
 - 年間の総収入金額、総取得金額および所得又は損失の額
 - 年間の源泉徴収税額

特定口座の解約

特定口座の解約は、当社指定の特定口座廃止届出書をご提出していただく必要があります。届出書のお寄せは電話のみでも承ります。

- 解約時点で特定口座にお預かりしているものも、一般口座に留められます。あらかじめご了承ください。
- 特定口座の解約を行った場合、同年内に再度特定口座を開設することはできませんのでご注意ください。

特定管理口座について

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定管理口座で株式が上場廃止に該当した場合、特に申し出がない限り、当該株式は特定管理口座からの移管により、特定管理口座において保管されます。特定管理口座の株式が価値喪失されるケース(下記参照)に該当した場合、当社から「価値喪失」を通知いたします。この通知内容を確認して「株式等の譲渡損失」の確定申告をすることにより、株式譲渡損失として同年の株式譲渡益と相殺することができます。

【特約としての価値喪失されるケース】

- 解散による価値喪失(合併・吸収)
- 破産手続開始の決定
- 会社更生計画に基づく100%削減
- 民事再生計画に基づく100%削減
- 特別破産管理開始決定

- 損失の3年間繰越控除の対象とはなりません。
- 特定管理口座を開設する旨は、特定口座を開設していただく必要があります。

16. 取得単価の計算方法

同一の銘柄を複数回に分けて売却した場合の取得単価の計算は以下のようになります。

1. 複数回に分けて買付けた場合

受渡金額合計を保有数量合計で割った金額を取得単価とします。
なお、小数点以下は切り上げます。

例)複数回に分けて買付けた場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100

保有数量合計 10 = 3+5+2
受渡金額合計 4,000 = 1,300+1,600+1,100
取得単価 400 = 4,000÷10

一部を売却した場合、取得単価は変わりません。
持高金額は受渡金額の合計ではなく、取得単価×数量を乗じて計算いたします。

例2)一部を売却した場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300

取得単価 400
保有数量合計 8 = 10-2
保有株の取得単価合計 3,200 = 400×8

3. 追加で買付けた場合

買付けた後の保有株の取得単価合計に、新たに買付けた受渡金額を合計したものを、保有数量合計で割った金額を取得単価とします。

例3)追加で買付けた場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300
2006.8.7	買	6	600	100	3,700

保有数量合計 14 = 8+6
保有株の取得単価合計 6,900 = 3,200+3,700
取得単価 493 = (6,900÷14)(小数点以下切り上げ)

※手数料については、ゼロ円特約が適用されます。17時以降は適用されますので、ご注意ください。

実業履歴

2011年5月29日 現物取引ルール (2011年5月29日まで) 上場投資証券(ETN)の取扱開始による変更
・取引総額
・注文種類、取引総額
・上場投資信託

2011年7月19日 現物取引ルール (2011年7月19日まで) 注文受付時間の変更
・注文方法
・注文失効

2011年7月12日 現物取引ルール (2011年7月12日まで) 東証JQ注文対応による変更
・注文方法
・注文失効

2010年10月9日 現物取引ルール (2010年10月9日まで) 新JASDAQ市場開始による変更
・取引総額
・注文方法

2010年4月17日 現物取引ルール (2010年4月17日まで) 取引所への直接接続による変更
・注文種類、取引総額
・取引上限
・比例配分(ストップ配分)ルールについて

2009年9月22日 現物取引ルール (2009年9月22日まで) JASDAQの制度変更及び注文失効条件の変更
・注文方法
・注文失効

2009年8月18日 現物取引ルール (2009年8月17日まで) 比例配分方法の変更
・比例配分ルールについて

2009年9月22日 現物取引ルール (2009年9月22日まで) マーケットメイク制度導入に基づく変更
・取扱銘柄
・注文方法
・注文失効

2008年9月9日 現物取引ルール (2008年9月9日まで) 取引上限変更による変更
・注文方法
・取引上限

2007年12月08日 現物取引ルール (2007年12月08日まで) 社名変更による変更
・完全前受制度

2007年12月01日 現物取引ルール (2007年12月01日まで) 文言訂正による変更
・注文方法

2007年9月20日 現物取引ルール (2007年9月20日まで) 金融商品取引法の完全施行による変更
・取扱銘柄
・取引上限
・特定口座制度

1 ID **GMOクリック証券なら、すべてのサービスがひとつのID/パスワードでご利用いただけます。** **今すぐ口座開設**

[特長](#) | [取引ルール](#) | [手数料](#) | [取引時間](#)

1 ID **GMOクリック証券なら、すべてのサービスがひとつのID/パスワードでご利用いただけます。** **今すぐ口座開設**